

# 年金記録訂正請求に係る答申について

東海北陸地方年金記録訂正審議会  
令和7年4月18日答申分

## ○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの	3件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	3件
(2)年金記録の訂正を不要としたもの	0件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	0件

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第2400251号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第2500001号

## 第1 結論

請求者のA社における平成30年3月1日から同年9月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。標準報酬月額については、平成30年3月は18万円から30万円、平成30年4月から同年7月までは18万円から34万円、平成30年8月は18万円から30万円とする。

平成30年3月から同年8月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成30年3月から同年8月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和39年生

住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成30年3月1日から同年9月1日まで

請求期間について、ねんきん定期便に記載されている標準報酬月額が、実際に受け取っていた給与額より低い額となっているので、調査をして年金給付に反映される記録に訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求期間について、請求者及びA社から提出された給与明細、金融機関から提出された取引明細表、課税庁から提出された給与支払報告書並びに日本年金機構の回答(以下、併せて「給与明細等」という。)により、当該期間の標準報酬月額の改定又は決定の基礎となる期間の報酬月額に基づく標準報酬月額(34万円)及び厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額(平成30年3月は30万円、平成30年4月は34万円、平成30年5月は36万円、平成30年6月及び同年7月は34万円、平成30年8月は30万円)は、いずれもオンライン記録で確認できる標準報酬月額(18万円)を超えていることが確認できる。

ただし、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づ

き記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額の見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間に係る標準報酬月額については、給与明細等で確認できる厚生年金保険料控除額又は報酬月額から、平成 30 年 3 月は 30 万円、平成 30 年 4 月から同年 7 月までは 34 万円、平成 30 年 8 月は 30 万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、年金事務所に対し、請求期間に係る厚生年金保険被保険者報酬月額変更届を誤って提出していたとして、当該届に係る取消届を令和 6 年 11 月 21 日に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第2400277号  
厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第2500002号

## 第1 結論

請求者のA社における平成29年6月1日から令和3年9月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。標準報酬月額については、平成29年6月から令和元年11月までは22万円から32万円、令和元年12月から令和3年8月までは22万円から34万円とする。

平成29年6月から令和3年8月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成29年6月から令和3年8月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和51年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成29年6月1日から令和3年9月1日まで

A社に勤務した期間のうち、請求期間の標準報酬月額が、実際の給与額よりも低く記録されているので、年金記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求期間について、請求者又は事業主から提出された給与明細書、預金通帳及び給与台帳、課税庁から提出された市民税・県民税照会回答書(以下、併せて「給与明細書等」という。)並びに日本年金機構の回答により、当該期間の報酬月額に見合う標準報酬月額又は標準報酬月額の改定又は決定の基礎となる期間の報酬月額に基づく標準報酬月額(平成29年6月から同年11月までは32万円、平成29年12月は36万円、平成30年1月から同年3月までは34万円、平成30年4月から令和元年8月までは32万円、令和元年9月及び同年10月は34万円、令和元年11月は32万円、令和元年12月から令和3年8月までは34万円)及び厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額(平成29年6月から令和元年11月までは32万円、令和元年12月から令和3年8月までは34万円)は、いずれもオンライン記録で確認できる標準報酬月額(22万円)を超えていることが確認又は推

認できる。

ただし、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の標準報酬月額については、給与明細書等により確認又は推認できる厚生年金保険料控除額から、平成29年6月から令和元年11月までは32万円、令和元年12月から令和3年8月までは34万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成29年6月1日から令和3年9月1日までの期間に係る請求者の厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届を年金事務所に対し提出しておらず、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第2400286号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第2500003号

## 第1 結論

- 1 請求者のA社における平成27年12月25日の標準賞与額を38万8,000円から45万7,000円に訂正することが必要である。

平成27年12月25日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成27年12月25日の訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求者のA社における平成27年12月25日の標準賞与額を45万7,000円から47万5,000円に訂正することが必要である。

平成27年12月25日の標準賞与額(上記1の厚生年金特例法による訂正後の標準賞与額を除く。)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

## 第2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和42年生

住 所 :

- 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成27年12月25日

請求期間について、A社から賞与が支払われたが、標準賞与額に誤りがあるので記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

- 1 請求期間について、請求者のオンライン記録の標準賞与額は38万8,000円と記録されているところ、請求者から提出された平成27年12月分賞与明細書及び平成27年分給与所得の源泉徴収票、事業主から提出された平成27年賃金台帳及び平成27年給与所得に対する源泉徴収簿並びに請求者及び事業主から提出された預金通帳(以下、併せて「賞与明細書等」という。)により、請求者は、事業主から47万5,000円の標準賞与額に相当する賞与の支払を受け、45万7,000円の標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除さ

れていたことが確認できる。

ただし、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間に係る標準賞与額については、賞与明細書等により確認できる厚生年金保険料控除額から45万7,000円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の請求内容どおりの健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届（以下「賞与支払届」という。）を年金事務所に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かについては不明である旨回答しているものの、年金事務所から提出された賞与支払届に記載された請求者の賞与額（38万8,845円）が請求者のオンライン記録の標準賞与額（38万8,000円）に相当する額となっていることから、事業主からオンライン記録どおりの標準賞与額が届出され、その結果、年金事務所は、請求者の平成27年12月25日に係る厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 請求期間について、賞与明細書等により確認できる賞与額に見合う標準賞与額は、オンライン記録及び上記1の厚生年金特例法による訂正後の標準賞与額よりも高い額であることが確認できる。

したがって、請求期間の標準賞与額については、賞与明細書等により確認できる賞与額から47万5,000円に訂正することが必要である。

ただし、訂正後の標準賞与額（上記1の厚生年金特例法による訂正後の標準賞与額を除く。）については、厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅していることから、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。